

『銀行業務検定試験 相続アドバイザー3級問題解説集 2024年3月受験用』
C B T 受験者用追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、2024年3月受験用の問題解説集をお持ちの方が、2024年5月1日以降に銀行業務検定試験「C B T相続アドバイザー3級」を受験する際の一助となるよう、2024年度の税制改正のうち出題範囲の改正点について、および2024年3月1日に施行された戸籍法の改正について、お知らせします。なお、C B T相続アドバイザー3級は、原則として2024年4月1日現在において施行されている内容にもとづき出題されます。

記

○法人版事業承継税制の「特例措置」（適用期限：2027年末まで）

（特例承継計画の提出期限の延長）

「2024年3月末」→「2026年3月末」

○個人版事業承継税制（適用期限：2028年末まで）

（個人事業承継計画の提出期限の延長）

「2024年3月末」→「2026年3月末」

○直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限の延長

「2023年12月末」→「2026年12月末」

○住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限の延長

「2023年12月末」→「2026年12月末」

○戸籍法の改正（2024年3月～）

（電算化された戸籍・除籍の証明書の包括的な名称の明記）

戸籍謄本または除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもって調製された戸籍（または除かれた戸籍）に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の名称が、戸籍法において「戸籍証明書」「除籍証明書」と明記された。

（戸籍証明書・除籍証明書の広域交付制度の創設）

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになった（コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除く）。なお、一部事項証明書、個人事項証明書は請求できない。

以上